

公 示

次のとおり、参加者確認公募方式による調達手続に係る参加希望書類の募集を行います。

令和7年9月5日

国立研究開発法人国立環境研究所

理事長 木本 昌秀

1. 業務概要

(1) 業務名

令和7年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査（第一期（令和7～9年度）調査）にかかる現地調査実施及び生体試料分析業務

(2) 業務内容

参加者確認公募説明書の「仕様書（案）」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- ③ 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 参加者確認公募説明書別紙に定める暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できるものであること。

(2) 設備及び技術力に関する要件

- ① 我が国における化学物質の一般的なばく露状況下にあると見込まれる者を対象とした調査を行ったこと、あるいはそのとりまとめを行った業務経験を示すこと
- ② 生体試料（血液、尿など）の適切な条件で保存（低温冷凍庫（-80度）、冷凍室（-20度））が可能で、かつそれぞれの試料を適切な保管が行えることを示すこと
- ③ 仕様書に記載の化学物質分析に必要な検出下限値で行うことができる設備があること及び類似の業務実績を示すこと
- ④ 分析精度における国際規格ISO17025を取得していること

(3) 業務執行体制に関する要件

- ① 生体試料中の化学物質を分析した経験のある技術者を3名以上有すること
- ② 現地調査（調査協力者のリクルート・同意取得、バイオモニタリングのための情報及び試料採取等）の経験を有する技術者を2名以上有することを示すこと
- ③ 全国における調査に必要な人員を配置することができること
 - ・ 外注が認められない者：参加者受付（倫理研修を受け、同意取得が可能な者）、栄養調査が可能な者、試料採取時の化学物質汚染を最小限にするための技術者。
 - ・ 外注が認められる者：採血の指示者・管理者（医師）、採血実施者（看護師、保健師、検査技師等）

3. 募集要領を交付する期間及び場所等

- (1) 交付期間：令和7年9月5日（金）午前10時から
令和7年9月25日（木）午後4時まで
（12時～13時は除く）
- (2) 交付場所：茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第一係
及び当研究所HP上 担当：門川
TEL：029-850-2321 FAX：029-850-2388

4. 参加希望書類の提出期限等

- (1) 提出期限：令和7年9月25日（木）午後4時
- (2) 提出先：3（2）に同じ。
- (3) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）
- (4) 参加希望書類の書式：募集要領に定める様式により作成すること。

5. 公募実施後の対応

審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定事業者との随意契約手続に移行する。応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、一般競争入札又は企画競争手続に移行することとし、特定事業者及び当該応募者に対して、入札書等の提出を要請することとする。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
3（2）に同じ。
- (3) 一般競争入札又は企画競争に移行した場合の入札書等の提出予定期限
令和7年10月31日（金）
- (4) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が2に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札又は企画競争手続に移行した場合に入札書等を提出するためには、入札書等の提出時まで、当該資格の認定を受ける必要がある。
- (5) 審査の結果、応募要件を満たしていないと認める旨の通知を受けた者は、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。
- (6) 本公示に記載がない事項は、募集要領による。